

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	滝川市立高等看護学院
設置者名	滝川市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門	看護科	夜・通信	103 単位 2698 時間	9 単位 240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページで公表 https://www.med.takikawa.hokkaido.jp/gakuin/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	滝川市立高等看護学院
設置者名	滝川市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	滝川市立高等看護学院関係者評価委員会
役割	<p>教育水準の維持及び向上を図るとともに、教育目標を達成することを目的とし、教育理念・教育目標、教育課程、教育活動、教育評価、学校経営管理、入学者の受入方針、卒業認定の方針、地域社会との連携、自己点検・評価体系、広報及び教職員の育成について学校関係者評価を実施する。</p> <p>評価委員会が終了後、学院長の指示により、課題の改善に向けた年次計画を立案し、課題改善に取り組む。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
前職 看護専門学校 課長	2019年4月1日～ 2025年3月31日	実務経験者
病院職員 看護課長	2023年4月1日～ 2025年3月31日	実習病院
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	滝川市立高等看護学院
設置者名	滝川市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 授業計画書(シラバス)の作成過程 「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に準拠し、地域の特性、長年にわたって築いてきた学校の教育理念・教育目標をもとに、社会に求められる看護師像を踏まえ、授業内容を作成している。 ◆ 授業計画書の作成時期 ・入学前年の1月頃 ◆ 授業計画書の内容 ・授業概要、到達目標、授業計画、授業内容、成績評価方法、参考文献等である。 ◆ 授業計画書の公表時期、方法 ・各担当講師のシラバスは、4月上旬に「教育内容」として発刊している。発刊した「教育内容」は、4月に全学年と講師に配布している。 ・シラバスは、3月下旬に学院ホームページでも公表している。 	
授業計画書の公表方法	<p>学院ホームページで公表 https://www.med.takikawa.hokkaido.jp/gakuin/</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位の認定については、学則第5章第16条に定められている。主な内容は以下の通りである。 <p>学則 第5章単位の修得認定(一部抜粋) 第16条 授業科目に係る時間数の3分の2(実習にあつては、4分の3)以上の時間出席した学生は、その授業科目を履修したものとする。</p> <p>2 授業科目を履修した者は、単位を認定する試験又は実習評価を受けることができる。</p> <p>3 前項の試験又は実習評価は、1科目100点満点とし、60点以上の者に単位を認定する。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人の総合点÷科目数＝個人の平均点 2. 1で算出した平均の数値を59点以下、60点～69点、70点～79点、80点～89点、90点～100点に分類し、成績の分布状況を把握する。 	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>学院ホームページで公表 https://www.med.takikawa.hokkaido.jp/gakuin/</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>◆ ディプロマ・ポリシー（卒業認定方針）について</p> <p>本校では、卒業までに次の能力を修得することを期待している。また、学則によりすべての授業科目の単位を修得した場合、卒業認定をするとともに専門士の称号を付与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間を尊重し、倫理的な行動がとれる。 2. 他者に関心をよせ、信頼関係を構築することができる。 3. 看護実践に必要な知識、技術、態度を習得し、臨床判断に基づいて実践できる基礎的能力を身につける。 4. 対象の回復力に着目した個別性のある看護を実践できる。 5. 多様な場で生活する人々へ看護を提供するために、多職種の一員として連携・協働できるための基礎的能力を身につける。 6. 専門職者としての責任を自覚し、主体的に学び続けられる。 <p>◆ 卒業の要件については、学則第17条・第18条に定められている。</p> <p>学則第17条 卒業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業することができない。 <p>学則第18条 卒業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学院長は、別表に掲げるすべての授業科目の単位修得の認定を受けた者に対し、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。 	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>インターネットで公開されている滝川市の例規集から学則を閲覧することができる。 滝川市立高等看護学院学則 滝川市例規集（北海道）(d1-law.com) また、当校の刊行物「学院生活」に記載されている。 入手は、滝川市立高等看護学院へ申し込み。</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	滝川市立高等看護学院
設置者名	滝川市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2985 単位時間／117 単位	1742 時間/ /単位	153 時間/ /単位	960 時間/ /単位	単位時間/ /単位	153 時間/ /単位
		単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
75人		75人	0人	8人	98人	106人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>再掲 様式第2号の3 厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要1</p> <p>◆ 授業計画書（シラバス）の作成過程 「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に準拠し、地域の特性、長年にわたって築いてきた学校の教育理念・教育目標をもとに、社会に求められる看護師像を踏まえ、授業内容を作成している。</p> <p>◆ 授業計画書の作成時期 ・入学前年の1月頃</p> <p>◆ 授業計画書の内容 ・授業概要、到達目標、授業計画、授業内容、成績評価方法、参考文献等である。</p> <p>◆ 授業計画書の公表時期、方法 ・各担当講師のシラバスは、4月上旬に「教育内容」として発刊している。発刊した「教育内容」は、4月に全学年と講師に配布している。 ・シラバスは、3月下旬に学院ホームページでも公表している</p>

<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <p>再掲 様式第2号の3 厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要2</p> <p>・単位の認定については、学則第5章第16条に定められている。主な内容は以下の通りである。</p> <p>学則</p> <p>第5章単位の修得認定 (一部抜粋)</p> <p>第16条 授業科目に係る時間数の3分の2 (実習にあつては、4分の3) 以上の時間出席した学生は、その授業科目を履修したものとする。</p> <p>2 授業科目を履修した者は、単位を認定する試験又は実習評価を受けることができる。</p> <p>3 前項の試験又は実習評価は、1科目100点満点とし、60点以上の者に単位を認定する。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>再掲 様式第2号の3 厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要4</p> <p>◆ ディプロマ・ポリシー (卒業認定方針) について</p> <p>本校では、卒業までに次の能力を修得することを期待している。また、学則によりすべての授業科目の単位を修得した場合、卒業認定をするとともに専門士の称号を付与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人間を尊重し、倫理的な行動がとれる。 2. 他者に関心をよせ、信頼関係を構築することができる。 3. 看護実践に必要な知識、技術、態度を習得し、臨床判断に基づいて実践できる基礎的能力を身につける。 4. 対象の回復力に着目した個別性のある看護を実践できる。 5. 多様な場で生活する人々へ看護を提供するために、多職種の一員として連携・協働できるための基礎的能力を身につける。 6. 専門職者としての責任を自覚し、主体的に学び続けられる。 <p>◆ 卒業の要件、卒業の認定については、学則第17条・第18条に定められている。</p> <p>学則第17条 卒業の要件</p> <p>・ 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業することができない。</p> <p>学則第18条 卒業</p> <p>・ 学院長は、別表に掲げるすべての授業科目の単位修得の認定を受けた者に対し、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>◆ 履修ガイダンス～入学した4月に、クラス全体に履修ガイダンスを行い、単位の履修方法、卒業までに必要な単位数、授業の進め方等について具体的に説明している。</p> <p>◆ 学年担任制～クラス毎に担任と副担任の専任教員を2名配置し、学生の話を丁寧に「聴く」ことを大切に学修全般についてのアドバイスや相談に応じている。3年間を通してきめ細やかな指導とサポートを行っている。</p>

◆ アドバイザー制度～最終学年時に、学修上の問題や看護師国家試験対策として、3～5名の学生に専任教員1～2名を配置して、いつでも相談ができる体制をとっている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
25人 (100%)	0人 (0%)	24人 (96%)	1人 (4%)
(主な就職、業界等) ・滝川市立病院、札幌徳洲会病院、札幌西丸山病院、JR札幌病院 (主な進学先)			
(就職指導内容) ・主に担任、副担任による進路相談や小論文や面接の指導を行っている。 ・滝川市立病院就職説明会の開催			
(主な学修成果（資格・検定等）) ・看護師国家資格取得、専門士の称号			
(備考)（任意記載事項） 国家試験合格率（5年間合格率平均97.6%） ・2019年度 看護師国家試験 100% ・2020年度 看護師国家試験 96% ・2021年度 看護師国家試験 100% ・2022年度 看護師国家試験 96% ・2023年度 看護師国家試験 96%			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
75人	2人	2.7%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 各学年に担任・副担任を置き、学生の学修や生活に関する全般的な相談に対し「傾聴」などの支援を実施し中途退学の防止を行っている。教員は「スーパービジョン」を実施し学生が専門職業人として自律・成長できるように支援している。 また、定期的に臨床心理士によるカウンセリングを受けられる体制を整えている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護科	50,000 円	360,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
滝川市立病院看護師等修学資金貸付制度があり				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 自己評価結果については、学院ホームページに掲載。 https://www.med.takikawa.hokkaido.jp/gakuin/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係評価委員会を年度末に毎年実施する。構成員は、学院長が指名した外部者2名(看護学校教員実務経験者、実習病院職員)である。 ・実施方法は、学校から提出した自己評価報告書と卒業生等のカリキュラム評価表をもとに学校評価を実施する。 ・主な評価内容は、教育理念、教育目的・目標、教育課程、教育評価、経営管理、入学・卒業、地域社会、研究に関することである。 ・評価結果については、学院長指示により、改善策を次年度より実施する。 		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
前職 看護専門学校 課長	2019年4月1日～ 2025年3月31日	実務経験者
病院職員 看護課長	2023年4月1日～ 2025年3月31日	実習病院
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学院ホームページで公表 https://www.med.takikawa.hokkaido.jp/gakuin/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.med.takikawa.hokkaido.jp/gakuin/>

刊行物は、滝川市立高等看護学院へ電話でお問い合わせ